

6. 施設・設備等

【到達目標】

本学では、「建物の老朽化対策および機能の向上」「キャンパス空間の環境整備」「社会と時代の要請への対応」の実現に向けた「中長期施設整備計画 2005」を策定している。この計画を推進するためにキャンパス整備の「マスタープラン」を策定し、敷地に対する容積率の緩和を福岡市に要請、協議して問題の解決を図る。

「中長期施設整備計画 2005」の実施にあたっては、①学内施設全体の配置バランス②建物の省資源・省エネルギー化③障害者等への配慮を考えたキャンパス整備を行い、キャンパス・アメニティの充実を図るための施設・設備の整備にも努める。

また、環境への配慮については、環境保全センターを中心に地球温暖化防止を見据えた周辺環境への配慮、教育研究活動および医療活動にともなうキャンパス整備に対して省エネルギー設備の導入等環境への負荷の低減や環境保全を強化する。

(1) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

(施設・設備等諸条件の整備、大学院専用施設の整備)

本学の校地・校舎面積は、校地 651,611.23 m²、校舎 328,844.71 m²を保有し、校地・校舎とも大学設置基準面積（校地 182,036 m²、校舎 144,232 m²）を十分に満たしている。七隈キャンパスの同一キャンパス内で 9 学部・大学院 10 研究科全ての教育・研究を行っており、講義棟には、講義室 193 室 (27,395.33 m²)、演習室 209 室 (8,509.86 m²)、学生実習室 138 室 (4,506.24 m²)、体育館 7 室 (8,536.06 m²) を設置している（「大学基礎データ」表 36）。

近年の建物では、平成 15（2003）年に法曹実務研究科専用施設および図書館工学部分室として法科大学院・図書分室棟（15 号館）、平成 16 年に薬学部専用施設の老朽化にともなう建て替えとして薬学部棟（16 号館）、平成 18 年に医学部再編成の施設として医学部看護学科棟を新築し教育研究施設整備の充実を図っている。

なお、大学院専用施設については、各研究科の項を参照されたい。

(教育の用に供する情報処理機器)

情報処理機器は、学内に教育用パソコン教室として 18 室、学生がいつでも自由に利用できるオープンスペースとしての端末室 9 室を設けている。パソコン総数は 1,212 台で、学生 18 人に 1 台の割合で設置されている。また、学生が集まる A 棟、図書館ゼミ棟を中心として、学内に約 2,100 口の情報コンセントを設置し、学生が所有する個人のパソコンをネットワークに接続できるように環境を整備している。

語学学習、視聴覚機器利用による学習の機器備品は、1 号館、7 号館、8 号館、10 号館、A 棟にスクリーン、プロジェクタ、ビデオデッキ、オーバーヘッドカメラ等を設置している。

自学自習の機器は、7 号館、図書館にカセットデッキ、ビデオデッキ、DVD デッキ、モニタ等を設置している。

その他に図書目録・情報検索用パソコンとして中央図書館および分室に 104 台設置している。

(社会へ開放される施設・設備)

図書館では学外者に対し、中央図書館、理・工・薬・スポーツ科学部分室の利用を受け入れている。これらの利用は、図書館が所蔵する図書・雑誌等の閲覧や調査・研究などの場として、あるい

II. 大学 施設・設備等

は自習室としての利用である。ただし、図書館には学外者専用の施設はないので、本学教職員・学生と共に利用している。なお、複写機、マイクロリーダー等の機器は利用可能であるが、視聴覚資料室の利用はAVブースが少ないことから学外者には認めていない。また、定期試験期間中は閲覧室の座席が不足するため学外者の利用を断っている。

医学部分館は閲覧座席数が、198 席のため医療従事者と関係学部、看護学科、看護専門学校の教職員・学生に限り利用させている。

セミナーハウスは、福岡市中央区六本松に位置し、閑静で緑豊かな住宅街の中に敷地面積 6,565 m²、延床面積 2,344 m²を保有しており、教員と学生の小グループが起居を共にし、演習・研究会など相互のコミュニケーションの場として利用している。

さらに、研修会・小規模の学会・シンポジウム・国際交流活動等や本学関係者以外の生涯学習（公開講座）の場としても多目的に利用されている。しかしながら、年間の客室利用状況は、3～4 割程度である。

【点検・評価】

現有の主要な建物 39 棟（3 階建て以上、かつ 1,000 m²以上）の内、約 50%、128,113 m²が昭和 50 年以前に建てられており、老朽化がかなり進んでいる。新耐震設計法が施行された昭和 56 年以前の建物まで含めると約 59%、150,693 m²となっている。昭和 50 年以前の建物は、老朽化が著しく計画的に建て替える必要がある。また、昭和 51 年～昭和 56 年の建物についても、今後の使用計画を検討し、改修・改装を行って再利用するのか、建て替えるのか、中長期の計画を立てて実施する必要がある。

平成 19 年前期において、PC 教室の講義での利用率は 42%となっており、講義の側面からみるとパソコン台数は十分と考えられる。しかし、一般利用としての台数について考えると、入学定員 3,000 人以上の大学におけるパソコン設置台数は、社団法人私立大学情報教育協会の平成 18 年末の報告では平均 6 人に 1 台となっており、他大学と比較すると本学のパソコン設置台数は少ないと言える。視聴覚機器については、平成 13 年度に「教育施設・設備等検討委員会」が設けられてから、共通の操作性や取扱いの簡便性を目指した機器設備要望が年次計画的に出されるようになり、視聴覚機器が整然と整備されてきている。

図書館を建設した年代は、それほど社会貢献が叫ばれた時期ではない。したがって、社会への開放をそれほど意識せず建設したため、学外者専用の閲覧スペースの問題や時期的に利用を制限せざるをえない問題が生じている。また、利用者用のエレベーター等が設置されていないことや、バリアフリーへの対応が十分でないなど、特に高齢者や障害者にとって利用しやすい施設とは言えない。

セミナーハウスは、教育支援の補助活動事業として運営され、主に本学の学生・教職員および研究員等の本学関係者が低料金で利用しているため、経営面を考えると少なからず赤字となっている。

【改革・改善策】

昭和 56 年以前の主要な建物（約 59%）については、再利用できる建物を特定し、耐震補強方法の検討を行い改修・改装を実施する。また、建て替えが必要な建物については、平成 17 年に策定された「中長期施設整備計画 2005」の見直し時期に改めて整備対象建物に加える。

現在、大学の敷地は福岡市の都市計画における建築物の容積率が制限されており、「中長期施設整備計画」の立案・実施が困難な状況であるが、今後は「鳥飼・梅林線道路」、「地下鉄七隈線」、「外環状線道路」の開通によるキャンパス周辺の環境の変化を考えたキャンパス整備の「マスタープラ

ン」を策定して、福岡市の都市計画の見直しと併せて容積率の緩和を要請し、「建物の機能向上」、「キャンパス空間の環境整備」、「社会と時代の要請への対応」の実現に向けてキャンパス整備に取り組んでいく。

平成 22 年に PC 教室の更改を予定しているので、学生がいつでも利用できるように施設の拡充を図る必要がある。また、学内への持ち込みパソコンの対応として、教室等への情報コンセント設置をさらに進める。中・長期的な改善・改革策として、全学をあげた計画に基づく環境整備を図る体制の確立が望まれる。その実現には相当の費用が予想されるため、文部科学省補助金、日本私立学校振興・共済事業団補助金の外部資金導入も考慮に入れることは当然である。また、財政面から予算の膨張を防ぐためにも、優先順位を付した年次計画を明確にし、段階的に導入していく方策を講じる。

現在、新中央図書館棟の建設が計画されている。「社会への開放」を建設の基本理念の一つとして、前項の課題等を考慮し計画に反映する。AVブースについても可能な限り学外者も利用できるようにブースの増設を実現する。

セミナーハウスは、ホームページや学内広報等で情宣し、広く社会に開放し、経営面での改善を図る。

(2) キャンパス・アメニティ等

【現状の説明】

(キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制)

(a) キャンパス緑化推進

本学では、平成 13 年を植樹推進の元年とし、キャンパス緑化推進事業を開始した。現在は環境保全センターの管理運営の下に「緑化推進キャンペーン」として進めている。一方、学生は建学の精神に基づく全人教育の一環として実施している福大生ステップアッププログラムの一つ「作ろう花と緑と心のキャンパス」を通してこの事業に参加している。

(b) 受動喫煙防止

平成 15 年「健康増進法」の施行を受け、職員と学生による喫煙対策実施委員会を設置し、学内における受動喫煙防止への取組みを開始した。対応策としては、分煙という基本方針を基に建物内における全面禁煙と建物外における指定の喫煙所を設置した。指定の喫煙所には統一されたデザインによる看板を立てるとともに、様々な方法による情宣を繰り返しながら受動喫煙防止への協力を呼びかけている。また、並行して学内でのたばこ販売の中止や、禁煙教室の開催といった支援活動を平成 17 年から開始した。

(「学生のための生活の場」の整備)

(a) 居住施設

本学には、直営の居住施設として「国際交流会館国際交流棟」「片江研修館」「自修寮」「体育寮」がある。

平成 12 年 2 月に、外国人留学生と日本人学生が日常生活をともにしながら相互理解を図ることを目的とした施設として国際交流会館国際交流棟が、大学まで徒歩で約 10 分の位置に建設された。建物の概要は 5 階建てで、1 フロア 20 室の総部屋数 100 室、内訳は日本人学生用個室 70 室（男子用 28 室、女子用 42 室）、外国人留学生用個室 30 室（男子用 12 室、女子用 18 室）である。

II. 大学 施設・設備等

この国際交流会館に隣接する片江研修館は、短期研修者用宿泊室および研修室が設置された施設で、年間を通して日本人学生、外国人学生が利用している。

自修寮は規律ある共同生活を通じて高い教養と人格の形成を目的とした男子寮であり、鉄筋4階建てで定員は46名である。

体育寮は体育活動助成を目的とした男子寮であり、鉄筋4階建てで定員は48名である。

(b)学内施設

㉑ 食堂およびレストラン

本学には学内6か所に学生食堂(2,061席)、2か所にレストラン(151席)のほか、コーヒー・ラウンジ(84席)、ファーストフード店(モスバーガー、100席)などを設置している。

㉒ 購買施設

本学では書籍や学用品の販売のほかに、DPEサービスやコピー・サービスを取り扱っている。また学内の学生食堂3か所にパンコーナーを併設し、8号館1階のオアシス・ショップでは弁当、パン、スナック菓子、飲物などを販売している。さらに平成18年度からはコンビニエンスストア(ヤマザキYショップ)が2か所で営業している。

㉓ 憩いの場

学内には主な学生の憩いの場として、8号館オアシス・ショップに隣接されたオアシス・ホール、60周年記念館(ヘリオスプラザ)、文系センター棟1階のプラザ50などがあり、いずれも多くが憩いや語らいの場として利用している。

㉔ 研修・宿泊施設

研修・宿泊施設としては、国際交流会館合宿研修棟に宿泊室19室(212人収容)、国際交流室・大研修室(150人収容)を備えた合宿研修棟があり、課外活動における外部からの宿泊者の対応にも使用している。

㉕ 課外活動施設(体育系、文化系)

体育系の施設としては400m公認陸上競技場、人工芝サッカー場、野球場、砂入り人工芝テニスコート、ソフトボール場、人工芝ラグビー場、第一記念会堂、第二記念会堂などを活動の場として利用している。

文化系の施設としては、学而会館(部室36室、会議室、日本間道場など)、有朋会館(ラウンジ、研究会室、大ホール、音楽練習場など)、60周年記念館(小コンサートホール、音楽練習場、展示ギャラリーなど)などを活動の場として利用している。

このほか、愛好会会館(会室、ホール、ミーティング・ルームなど)、商学部第二部の部室棟オリオンホール、各講義棟の教室なども利用している。

(大学周辺の「環境」への配慮)

本学では、地域との交流促進を図るため平成14年度「地域と大学との懇話会」を設置した。懇話会は職員、学生、地域住民代表(周辺の自治会長6人)で構成され、定例的に年2回開催している。内容的には、現状で抱えている大学と地域間の問題や将来的な交流の在り方などを話し合っている。その中では、学生による迷惑駐輪や違法駐車、騒音問題への対応なども含まれており、解決に向けた直接的な話し合いにより対策等を決定している。

【点検・評価】

緑化に関しては、緑化事業の推進により緑地帯が増え、学内の至るところで緑を目にするように

なった。それにともないベンチ等を増設し、憩いの空間を作り出している。

受動喫煙防止に向けた喫煙場所の指定にともない顕在化したのがマナーの問題である。喫煙対策実施委員会では、年に4回のマナーアップキャンペーンを実施し学生に対し協力を呼びかけており、その効果により受動喫煙についてはかなり改善されている。しかし、まだ一部の学生については、指定場所以外での喫煙や歩きタバコを行っている。

交換留学生に対する国際交流会館国際交流棟での生活についてのアンケート調査では、来日後、日本人や留学生の友人がすぐにできるため不安なく留学生生活を始められること、問題が生じてても日本人学生や管理人が解決してくれること、子女への安全対策など生活面での指導や相談も受けており、大変好評を得ている。

研修施設である片江研修館は、利用した外国人研修生のアンケートによると、宿泊室や共同施設に対して部屋が狭い、温水シャワーがないなど不満が多く寄せられている。

食堂や購買施設に関してはコンビニエンスストアやファーストフード店を学内にオープンし好評を得ており、現代の学生のニーズに一定の対応をしている。

課外活動施設では体育系の部活動に関してはほとんどの部に対し、専用の部室、あるいは練習場を割り当てている。文化系の部活動に対しても部室をはじめ、学而会館、有朋会館、60周年記念館（ヘリオスプラザ）、各講義棟の教室を利用することで充実した活動をしている。

本学としては、周辺の住環境に配慮して学生用の駐輪場と駐車場を十分に用意しているが、マナーを守らない学生への対応として、外部委託による警備員の配置により迷惑がかからないよう指導を行っており、その効果は十分に上がっている。ただし、現在行っている対応は、外部委託等に依存している部分もあり不安な一面もあるが、施設面から見た周辺環境への配慮は、おおむねできている。

また、地域住民からの苦情や要望は、騒音対策、雑草除去や樹木の剪定、砂埃の対応など多岐にわたるが、総務課を窓口として受付け、問題解決に向け関係部署への連絡、関係部署と地域との話し合いといった具体策の実行などを迅速に行っており、現状では特に問題はない。

【改革・改善策】

学内のキャンパス・アメニティの形成・支援に向けては、今後も緑化推進を環境保全センターが中心となり推進していく。

また、受動喫煙防止への取り組みは、引き続き定期的な喫煙マナーアップキャンペーン等による協力の呼びかけ、職員や学生の代表機関である総務委員会を中心とした学生によるマナー向上の呼びかけ等を行っていく。

片江研修館については、宿泊期間は短期であるが研修生が快適かつ充実した研修生活を過ごすための施設として早期の建て替え、あるいは最低限の設備を整えた改修に向け検討する。

課外活動施設についてはキャンパス再配置の結果、学園祭の会場変更や仮設一般グラウンドが福岡大学病院の新診療棟建設予定地と接近するといった状況となったため、今後は大学内部および近隣住民との調整を図りながら生じてくる問題に対応していく。

また、地域住民からの学生のマナーに対する苦情は大幅に減少したが、まだ一部の学生では守られていない。今後は、ガイダンスや説明会等、いろいろな機会を捉え学生へ情宣していくことが重要である。

II. 大学 施設・設備等

(3) 利用上の配慮

【現状の説明】

(障害者への配慮)

施設・設備における障害者等への配慮として、①建物出入口等のスロープを13棟、②スロープの手摺りを8棟、③身障者対応エレベーターを8棟、④エレベーター押しボタン(点字)を5棟、⑤点字ブロックを1か所、⑥玄関の自動扉を2棟、⑦身障者対応のトイレを14棟、⑧車椅子対応教室を5棟に設置している。

また、現在計画している新築の建物については「福岡市福祉まちづくり条例」に基づいた設計を行っている。

(各施設の利用時間に対する配慮)

図書館では開講期間、夏季・春季休業期、定期試験期などの時期別、および中央図書館(各閲覧室ごと)、分館、分室など場所別に開館時間を設定している。開講期間は最終授業終了(19時30分)後、中央図書館は22時、分室は21時まで開館しており学習することができる。なお、定期試験期は中央図書館では開館時間を50分早めている。休日には中央図書館が10時から18時まで開館している。そのほか、薬学部分室では国家試験時期に学習の場を提供するため、特に開館時間を4時間延長している。

医学部分館は、毎週(日曜・祝日を含む)8時50分から21時まで開館している。休館日は、8月15日と12月29日～1月3日の7日間である。

【点検・評価】

障害者等に配慮した施設の整備は、これまで既存の建物については改修時に、新築の建物については「福岡市福祉まちづくり条例」に基づきバリアフリー化を実施してきており、主要な建物は整備している。現在も建物の改造をとまなわないスロープ・手摺り・車椅子対応教室等の設置については要望に応じて随時実施している。

図書館の夜間開館については職員の対応が可能な範囲で利用時間を広げる努力をしているが、中央図書館では日曜日は18時で閉館するため延長の要望があり、医学部分館では24時間開館の要望もある。また、中央図書館では、視聴覚資料室(AVブース)を平日18時、土曜日12時35分に閉室しているが、DVDなどの視聴時間を考慮すると開館時間の延長を検討する必要がある。特に医学部分館は深夜の利用が多いことから、職員と保安員の連携強化等、保安体制の一層の充実が不可欠である。

【改革・改善策】

今後の障害者等への配慮として、新築する建物については今後も「福岡市福祉まちづくり条例」に基づきバリアフリー化を実施していく、建物によっては「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)も考慮する。

また、今後も使用する未整備の建物については年次計画で改修等を実施し、キャンパス内の高低差の問題についても今後のキャンパス整備計画の中で解消していく。

図書館の日曜開館延長については、利用者の要望を分析し適切な開館時間を設定する。また、視聴覚資料室(AVブース)については、施設の配置や機器を充実することで要員を増やすことなく、利用時間の延長が図られる。詳細について今後検討を重ね、いずれも新図書館棟建設時に実現する。

(4) 組織・管理体制

【現状の説明】

(施設・設備等を維持・管理するための責任体制)

大学における施設・設備等の維持・管理については、施設部（施設一課、施設二課）が担当している。施設部には、施設・設備等の維持・管理に必要な有資格者が配属されており、これらの職員が専門的な技術・知識を基に自ら、または専門業者と打合せをしながら、日常および定期的維持・管理、保全等を行っている。

また、法律によって義務付けられている主任技術者等の選任については、職員（有資格者）および建物管理の委託業者の中から担当者を選任し、法令で規定された職務についての権限を与え、学内外に対して責任を持たせている。

(施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステム)

学内の施設・設備の衛生・安全を確保するために、七隈地区、烏帽子地区には中央監視装置を設置し、施設・設備の衛生・安全に関わる運転・管理および異常について集中管理し、防災センターとしての機能を24時間体制で行っている。

また、各施設・設備については、定期的に保守点検・清掃を行い、衛生・安全確保に努めている。

【点検・評価】

大学の施設・設備の維持・管理、保全等を十分に行うためには建築・設備に関する専門知識が不可欠である。本学では、施設部職員に建築・設備関係の各種資格の取得を奨励しており、受験する場合は受験費用の補助を行っている。

また、維持・管理および保全等を専門業者に委託する場合は、大学が主体となって指示、確認を行っている。

中央監視装置で運転・管理する七隈地区（文系センター棟エリアと60周年記念館・A棟エリア）および烏帽子地区（メディカルエリア）については専門業者と設備運転管理業務委託契約を締結し、日常の運転操作および設備管理を委託している。七隈地区内の文系センター棟エリアと60周年記念館・A棟エリアは委託業者が異なっていたため各種設備の維持・管理の一元管理、休日・夜間における緊急体制の強化および管理コストの削減等を図るため、一社による一括管理とした。なお、文系センター棟の中央監視装置も老朽化のため取替工事を実施した。

【改革・改善策】

本学では、法律に基づく施設設備の資格者届出数は、延べ33名（内委託業者5名）である。今後の施設部職員（有資格者）の定年退職による補充は新卒者の採用にこだわることなく、有資格者の中途採用を今後も行っていく。

学内には多数の施設・設備があり、まだ中央監視装置に収容されていない施設・設備がある。今後は建物の建替工事等に併せて中央監視装置に収容し、施設・設備の衛生・安全を確保していく。

(5) 情報インフラ

この項については、「7. 図書館および図書電子媒体」および「IV教育研究施設・付置研究所」の研究推進部を参照されたい。